

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「建設業取引適正化センター設置業務」に係る契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下、「法」という。）に基づく民間競争入札を行った「建設業取引適正化センター設置業務」については、次のとおり契約を締結しました。

- 1 契約の相手方の住所、名称
東京都千代田区五番町12番地3
公益財団法人 建設業適正取引推進機構
理事長（代表理事） 林部 史明
- 2 契約金額
43,200,000円（税込）
- 3 実施期間
平成30年4月2日から平成31年3月31日まで
- 4 民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施にあたり確保されるべき公共サービスの質に関する事項
 - (1) 建設業取引適正化センター設置業務の内容
本業務の内容は以下のとおりである。
 - 1) 建設業取引適正化センターの設置
建設工事の請負契約に関する以下の業務について、建設業取引適正化センター（以下、「適正化センター」という。）を東京及び大阪に設置し行う。
 - ①紛争解決やトラブル防止に向けたアドバイス
 - ②建設業法及び関係法令違反に対する行政機関の紹介
 - ③建設工事紛争審査会の紹介及び同審査会への申請に当たっての指導
 - 2) 適正化センターの運営
適正化センターは少なくとも以下のとおり運営するものとする。
 - ①窓口取扱時間は月曜日から金曜日の午前9時30分から午後5時までとし、休日は行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日（左記に掲げる日を除く。）とする。

- ②東京23区内及び大阪市内に相談窓口を設置すること。
- ③本業務を管理・監督するため、建設業に関する業務の経験（建設業関係団体や建設業許可行政庁における経験などをいう。以下同じ。）を有する管理技術者を1名置くものとする。
- ④東京23区内及び大阪市内の相談窓口に、それぞれ、建設業に関する業務の経験を有する職員（以下「相談員」という。）を常時2名配置する。
- ⑤東京23区内及び大阪市内の相談窓口に、それぞれ弁護士及び建設業の実務に精通した有識者（資格を有するなど土木・建築それぞれの現場実務に精通した者をいう。以下同じ。）をそれぞれ1名勤務させる。
なお、弁護士は月3回以上、建設業の実務に精通した有識者は月2回以上とし、同一の者が東京23区内及び大阪市内での業務を行うことも可とする。
- ⑥ホームページを開設し、営業時間、相談・苦情の例、相談を受けた場合のアドバイス、相談の申し込み方法、連絡先、アクセス方法、リーフレットのURLを表示すること。表示にあたっては、1ページ程度で簡潔に内容を示すこととし、開設のために別途機器を調達することは要しない。なお、これ以外に相談者にとって有益であると考えられる事項を追加することは制限しない。
- ⑦相談料は無料とする。
- ⑧相談は電話、FAX、電子メールでも受付可能とする。ただし、適正化センター専属の機器を新設することを要しない。
- ⑨リーフレットを作成し当該センターの周知を行う。
周知にあたっては、少なくとも、リーフレット（概ね1万枚程度で可とする）を建設業許可行政庁（地方整備局等及び都道府県）、建設業法第27条の37の規定に基づき届出のあった建設業者団体（107団体、全国組織）などへ配布すること。なお、配布の内訳は、発注者より別途指示する。また、都道府県組織等に対しても周知を行うよう努めること。
- ⑩年間運営日のスケジュールをあらかじめホームページ等で示すこと。
- ⑪提出した技術提案において評価し採用された事項がある場合、それに係る体制を構築し提案内容のとおり業務を遂行すること。

3) 上記業務の報告及び事例集の作成

①報告書（月次報告）

相談内容を分析し、毎月10日までに前月の相談対応結果を報告すること。
報告書には、少なくとも以下の類型を記載し報告すること。

- ア. 紛争類型（工事瑕疵、工事遅延、工事代金の争い、契約解除、下請代金の争い、その他）
- イ. 元・下間金銭トラブル原因類型別（債権額が確定しているが不払い、請負契約の内容が不明確なため不払い、工事施工不良（出来栄え）を理由として減額 or 不払い、相手方の失踪等、相手方の倒産等、赤伝処理等、追加工事等に伴う追加額の不払い、その他）

- ウ. 当事者類型（個人発注者→請負人、法人発注者→請負人、請負人→個人発注者、請負人→法人発注者、下請負人→元請負人、元請負人→下請負人、その他）
- エ. 下請の階層（1次、2次、3次、4次、5次、その他）
- オ. 公共工事及び民間工事類型別（公共工事、民間工事）
- カ. 相談事案の建設工事の種類別件数（29業種、その他）
- キ. 相談対応の結果（紛争審査会に持ち込む、他の紛争機関に相談、地方整備局に通報、大体納得した、指導内容が納得できない、その他）
- ク. 相談窓口を知ったきっかけ（リーフレット、業界紙・業界団体、駆け込みホットライン（国土交通省）、都道府県（市町村）、下請かけこみ寺（中小企業庁関係）、公正取引委員会、労働基準監督署、消費者センター、同業者、その他等）
- ケ. 相談概要メモの作成（相談のあった内容及びそれに対する回答）

ア〜クについては、平成29年度までの集計に使用されていた類型（当局が指示する）に沿って分類・整理すれば足りる。

②報告書（年次報告）

①の報告について、平成30年4月から平成31年3月までの内容を集計し、報告書としてとりまとめること。

③事例集（年次報告）

平成30年4月から平成31年3月末までに受けた相談内容について、争点ごとに体系的に整理して集計し、紛争の要因と助言内容を類型的にとりまとめた事例集を作成すること。

(2) 確保されるべき公共サービスの質

ア 業務の適正かつ確実な履行

本業務に関して公共サービスの質を確保するため、基準の必須項目に掲げる業務処理体制、管理体制を整え、本実施要項及び契約に基づき遂行することとされた業務を適正かつ確実に履行する。

イ 要求水準

上記アを行った上で、本業務の実施に関して公共サービスの質を確保するため、受注事業者に対して以下の要求水準を設定する。ただし、本要求水準は、国土交通省が要求する最低限の水準であることから、当該水準を上回る水準を確保できる場合には、そのような実施を制限するものではない。

(ア) 適正化センターに寄せられた相談に対する当日中の回答率について、毎月平均が80%を上回ること。

なお、本業務は、相談者が抱える問題につき整理し、紛争等の解決や紛争等の深刻化の未然防止に向けた助言・指導を行うものである。

したがって、可能な限り、紛争等の解決や紛争等の深刻化の防止に資する論点の指摘のみならず、具体的な主張立証方法の助言をすることや、簡易な事案であれば、例えば調停申立書の記載事項についても助言をすることが望ましい。

とはいえ、電話・FAX等の限定的なコミュニケーションや、来所面談であっても30分間から1時間程度を予定していることから、持ち込まれる相談内容によっては、回答内容にも自ずから限界がある。

そこで、当日中の回答として求められる最低水準としては、

- 1 相談者の主張、説明等を聴取し、論点の整理を行うこと、及び
- 2 裁判所や建設工事紛争審査会等の適切な紛争処理機関において実施される手続の概要を紹介しつつ、紛争処理機関の窓口を紹介すること、を基本とする。過去の対応事例を、参考まで添付する。

(イ) 受注事業者が実施する相談対応結果に対する調査において、相談対応に対して「大変参考となった」及び「参考となった」とする評価が80%以上であること。

5 受注事業者が業務を実施するにあたり国土交通省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他業務の適正かつ確実な実施確保のために契約により受注事業者が講ずべき措置に関する事項等

(1) 受注事業者が国土交通省に対して報告すべき事項、国土交通省の指示により講ずべき措置

ア 報告

受注事業者は、業務を実施したときは、上記4(1)3)に基づき、国土交通省へ報告しなければならない。

イ 調査

(ア) 国土交通省は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、受注事業者に対し必要な報告を求め、又は国土交通省の職員が事務所に立ち入りし、当該業務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(イ) 立入検査を実施する国土交通省の職員は、立入検査を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを受注事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ウ 指示

国土交通省は、法第27条の規定に基づき、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、受注事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

受注事業者またはその代理人および使用人が本業務を実施するにあたって知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、または、盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、または、盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(3) 契約に基づき受注事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

受注事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

また、受注事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ国土交通省の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

受注事業者は、本業務の実施にあたり、相談者を具体的な理由なく区別してはならない。

また、受注事業者は、相談者について、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

受注事業者は、本業務において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

エ 宣伝行為の禁止

受注事業者及び本業務に従事する者は、国土交通省や「建設業取引適正化センター設置業務」の名称やその一部を用いて、本業務以外の自らが行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自らが行う業務が「建設業取引適正化センター設置業務」の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

また、受注事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

オ 弁護士による受任の禁止

本業務に従事する弁護士は、本業務において相談のあった紛争等に係る法律事件を受任してはならない。

カ 法令の遵守

受注事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

キ 安全衛生

受注事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理につ

いて、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

ク 記録及び帳簿

受注事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。

ケ 権利義務の帰属等

印刷物の制作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は国土交通省に帰属する。

受注事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、国土交通省の承認を受けなければならない。

コ 契約によらない自らの事業の禁止

受注事業者は、本業務を実施するにあたり、国土交通省の許可を得ることなく自ら行う事業又は国土交通省以外の者との契約（国土交通省との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

サ 取得した個人情報の利用の禁止

受注事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は国土交通省以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

シ 権利義務の譲渡等

受注事業者は、本業務により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲り渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ国土交通省の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

ス 再委任等

（ア）受注事業者は、業務の全部を第三者に一括して再委任等してはならない。

（イ）受注事業者は、業務の一部（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等本業務における主たる部分を除く。）を再委任等しようとするときは、原則として、あらかじめ提案書において再委任等先の相手方の住所、氏名、再委任等を行う業務の範囲、再委任等の必要性及び合理性等について記載するものとする。

（ウ）受注事業者は、契約締結後にやむを得ない事情により再委任等を行う場合には、再委任等の範囲等を明らかにした上で、あらかじめ国土交通省の承認を得なければならない。

（エ）再委任等の内容を変更しようとするときも、あらかじめ国土交通省の承諾を得なければならない。

（オ）受注事業者は、再委任等の相手方がさらに再委任等を行うなど複数の段階で再委任等が行われるときは、あらかじめ当該複数段階の再委任等の相手方の住所、氏名、再委任等を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を国土交通省に提出しなければならない。

らない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

(カ) 上記(イ)から(オ)については、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委任等しようとするときは、適用しない。

(キ) 再委任等先は、上記5(2)及び(3)に規定する事項については、受注事業者と同様の義務を負うものとする。

(ク) 受注事業者が業務の一部を第三者に委任する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受注事業者が負うものとする。

セ 使用人による不法行為の責任

受注事業者は、本業務の実施につき使用した使用人による不法行為については一切の責任を負う。

ソ 履行遅滞の場合における延滞金等

受注事業者の責に帰する事由により業務の履行を怠り履行期限を経過したときは、国土交通省は受注事業者から延滞金を徴収することができる。

当該延滞金の額は、契約金額について、履行期限の翌日から履行の完了した日までの日数につき年5パーセントの割合で計算した金額とする。

また、国土交通省の責に帰すべき事由により代金の支払いが遅れた場合には、受注事業者は国土交通省に対して年2.9パーセントの割合で計算した金額の遅延利息が請求することができる。

タ 契約の変更等

国土交通省及び受注事業者は、本業務を改善するため、又はやむを得ない事由がある場合は、協議により、契約の内容を変更することができる。

国土交通省は、上記により契約を変更した際には、法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

チ 契約の解除

(ア) 国土交通省は次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

① 法第22条第1項第1号イからチまで又は同項第2号に該当するとき

② 受注事業者の責に帰すべき事由により期限経過後、相当の期限を付しても業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき

③ 正当な事由なくして着手時期を過ぎても業務に着手しないとき

④ 本業務の履行について、受注事業者若しくはその代理人又は使用人等に不正の行為があったとき

⑤ 上記5(2)及び(3)に違反したとき

⑥ ①~⑤のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成す

ることができないと認められるとき

⑦ 受注事業者より解約を申し出たとき

⑧ 受注事業者が次のいずれかに該当するとき

- ・役員等（受注事業者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）を利用するなどしたと認められるとき
- ・役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- ・役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- ・下請契約その他の契約にあたり、その相手方が①～⑥のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- ・受注事業者が、①～⑥のいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合に、国土交通省が受注事業者に対して当該契約の解除を求め、受注事業者がこれに従わなかったとき

⑨ 上記のほか、必要があるとき

（イ）受注事業者は契約を解除された場合は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として、国土交通省に支払わなければならない。

ツ 談合等不正行為があった場合の違約金等

受注事業者が、次のいずれかに該当したときは、国土交通省の請求に基づき、契約額（契約締結後、契約額に変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として支払わなければならない。

（ア）本業務に関し、受注事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づき課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定し

た当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (イ) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注事業者又は受注事業者が構成員である事業者団体（以下「受注事業者等」という。）に対して行われたときは、受注事業者等に対する命令で確定したものをいい、受注事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (ウ) 上記に規定の納付命令又は排除措置命令により、受注事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間又は当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本業務が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注事業者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (エ) 本業務に関し、受注事業者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

テ 代理人等の通知

受注事業者は業務に着手する前にあらかじめ本業務に従事させる代理人または使用人の氏名等を国土交通省に通知し、その承認を受けることとする。

国土交通省は受注事業者から通知のあった代理人または使用人について、承認しがたいときは、その全部または一部の変更を受注事業者に要求することができる。この場合、受注事業者はその要求に応じなければならない。

国土交通省は、受注事業者が業務に着手した後に受注事業者の代理人または使用人に不正行為等があったときは、受注事業者に対してその改善を要求することができる。

ト 遅延利息の徴収

受注事業者がこの契約に基づく違約金または延滞金を国土交通省の指定する期限までに支払わないときは、国土交通省は、その期限の翌日から納付を完了するまで当該違約金、または、延滞金に年5パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。

ナ 無体財産権の帰属

当該業務の成果及び過程において、派生的に生じた著作権（著作権法（昭

和45年法律第48号)第27条及び第28条に定められた権利を含む。)、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、国土交通省が承継する。

二 業務の引継ぎ

(ア) 現行の事業者からの引継ぎ

国土交通省は、当該事務引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び本事業を新たに実施することとなった受注事業者（以下「新受注事業者」という。）に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

新受注事業者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、新受注事業者の負担となる。

(イ) 請負期間満了の際に受注事業者の変更が生じた場合の引継ぎ

国土交通省は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、受注事業者及び次回の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い受注事業者が変更となる場合には、受注事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、次の受注事業者の負担となる。

又 その他

仕様書や契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、国土交通省と受注事業者との間で協議して解決する。

6 受注事業者が業務を実施するにあたり第三者又は国に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該受注事業者が負うべき責任に関する事項

(1) 業務を実施するにあたり、受注事業者等が、故意又は過失により、第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 国が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は受注事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超えた部分に限る。）について求償することができる。

イ 受注事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該受注事業者は国に対し、当該第三者

に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

- (2) 業務を実施するにあたり、受注事業者等が、故意又は過失により、国に損害を加えた場合には、受注事業者は当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする（ただし、当該損害の発生につき、国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該国の過失割合に応じた部分を除く。）